

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

(1) 為替相場に関する政策

為替相場放任政策による相場の大幅下落

金輸出の再禁止は当然のことながらわが国の為替相場下落を予想させた。すでに昭和6年（1931年）12月11日の若槻内閣退陣に伴い為替市場は混乱に陥り、横浜正金銀行は直ちに為替の売却を停止したため、市場取引はほとんど休止の状態となっていたが、金輸出再禁止の翌日の14日以降、同行は為替の建値発表も中止した。その日の市中相場は100円につき40ドル見当であったが、金輸出再禁止直前の横浜正金銀行の建値は49ドル $\frac{3}{8}$ であったから、数日の間に10ドル弱の値下がりとなったわけである。円相場はその後も値下がり続け、年末には34ドル $\frac{1}{2}$ まで

表 2-1 対米ドル相場(市中相場)の推移
(単位：100円につきドル)

昭和	最高	最低	平均
6年11月	49 $\frac{5}{8}$	48 $\frac{3}{4}$	49.293
12月	49 $\frac{1}{2}$	34 $\frac{1}{2}$	44.393
7年1月	37 $\frac{1}{4}$	34	36.005
2月	36 $\frac{1}{2}$	31	34.271
3月	33 $\frac{5}{8}$	31	32.204
4月	33 $\frac{1}{4}$	32 $\frac{3}{16}$	32.905
5月	33	30 $\frac{7}{8}$	31.990
6月	32 $\frac{7}{8}$	26 $\frac{7}{8}$	30.469
7月	27 $\frac{7}{8}$	27	27.433
8月	27 $\frac{3}{8}$	22 $\frac{1}{8}$	24.037
9月	24 $\frac{1}{8}$	22 $\frac{1}{2}$	23.555
10月	24	21 $\frac{3}{8}$	23.088
11月	21 $\frac{1}{8}$	19 $\frac{7}{8}$	20.591
12月	21 $\frac{1}{4}$	20	20.297

(出所) 東洋経済新報社『経済年鑑』。

で低落した⁽¹⁾(表2-1)。

このような為替相場の下落に対して、政府はこれを放任する態度をとった。もっとも深井副総裁は犬養内閣成立前における前述の高橋是清との会談において、為替相場の推移によっては、為替管理を実施する必要があるという意見を述べているが、ただその時点では、⁽²⁾対外取引を規制することは本来好ましいことではないし、また当時の状況のもとでは為替相場下落はむしろ歓迎すべきであるという考え方から、当面の措置としては見送られていた⁽³⁾。為替政策の在り方につき、高橋蔵相は13日の金輸出禁止令公布の直後、次のように語っている。まず為替相

場については「為替の騰落については成るべく自然にまかせて、その日その日の出会いをつけて行けば可なりと思つてゐる、正貨の現送をしたり、外債を起す等の人為策はかへつてよくない」とし、また為替相場低落の影響については「為替の暴落によつて物価は騰貴し、これに伴ひ産業界は振興するであらう、やがては産業もとのひ失業者は減退して、対外的には産業の競争力増大となつて、国際貸借は改善される、その時には為替変動の幅も少なくなつて、正貨の流出する懸念も薄くなる、従つて為替の一時的釣上は慎まなければならない」と円安のメリットを強調した。⁽⁴⁾ また本行も「為替政策については前の金輸出禁止時代と異なり、在外正貨も甚だ窮乏している際でありその調節はほとんど不可能である、……政府の方針通りしばらくは自由放任の態度で臨みその推移を見る事」にする旨その方針を決めている。⁽⁵⁾

その後昭和7年に入り1月前半には円相場は一時若干回復した。これは為替銀行が円資金調達や利食い急ぎのためドルを売却したことや、アメリカの金輸出禁止説が流れたことなどによるものであったが、同月後半には円相場は再び軟化し、とくに月末に上海事変が発生したため、34ドル台に再度落ち込んだ。⁽⁶⁾ この上海事変の発生はわが国の国際連盟およびアメリカとの関係を悪化させ、わが国の対外信用を著しく低下させることになった結果、わが国の海外における資金借入れ、外債の借換えはとかく円滑を欠く状況となったが、他方国内で前述のように井上準之助や団琢磨などに対するテロ事件が相次いだことなども加わつて為替市場はますます不安人気を濃くするに至り、円相場は2月中ほぼ一本調子の下落を続け、3月中は31ドル～33ドルで推移した。⁽⁷⁾ この間中国向け輸出がほとんど途絶状態に陥った反面、為替の先安見込みから輸入は急増したため、わが国の貿易収支は著しく悪化した(表2-2)が、このような貿易収支の悪化が円相場の下落に拍車をかけていた。

以上のように低落を続けてきた為替相場は、4月から5月前半にかけて一時小反発するなどの動きを示したが、5・15事件の発生後再び軟化し、さらに6月に議会で絶対多数を占めていた政友会が平価の5分の1への切下げを主張したことが海外で反響を呼んで円の思惑売りが生じ、同月下旬の円相場は26ドル台まで低

表 2-2 昭和6年～7年中の貨物輸出入

(単位：百万円)

	輸 出		輸 入		出超・入超(△)	
	昭和6年	昭和7年	昭和6年	昭和7年	昭和6年	昭和7年
1月	108	73	111	125	△ 4	△ 52
2月	93	83	105	136	△ 12	△ 52
3月	99	106	138	176	△ 39	△ 70
4月	84	98	135	152	△ 51	△ 54
5月	105	106	136	162	△ 31	△ 56
6月	104	105	114	123	△ 10	△ 17
上期計	593	573	739	873	△ 146	△ 301
7月	107	114	101	74	6	40
8月	111	140	92	79	19	62
9月	104	145	100	100	4	45
10月	100	152	84	102	17	50
11月	79	157	86	126	△ 7	31
12月	85	177	119	171	△ 34	6
下期計	586	885	581	651	6	234
年間計	1,179	1,457	1,319	1,525	△ 140	△ 67

(出所) 日本銀行調査局『本邦経済統計』昭和7年。

(9) 落した(7月1日に横浜正金銀行は為替相場の建値公表を再開したが、市中の円相場はこれより若干回復していたので、その日の建値は27ドル $\frac{1}{4}$ であった)。

このような為替相場の下落に対して、本行は相場の行き過ぎた下落は通貨価値の安定を害するおそれがあるとして警戒的であったが、政府は基本的にはこれを放任する態度をとっていた。もっともこの間いかなる為替対策も実施されなかったわけではなく、後述のように金の現送が行われ、また「資本逃避防止法」が制定されたが、他方、本行の相次ぐ公定歩合引下げによる金融緩和政策の推進や、昭和7年度追加予算の成立により財政膨張の方向が明確となってきたことはしだいにインフレ気運を台頭させ、それが為替相場の下落を促進した。

7月1日の「資本逃避防止法」の実施や、下期に入りわが国の貿易収支が著しく改善され始めたことなどから、為替相場は7月中だけ小康状態を維持したが、8月に入ると円相場は再び崩落した。その後9月にはやや落ち着いたものの、先行き円安という見方は改まらず、円相場は10月中、月初24ドル台から月末には21

ドル台へと落ち込み、さらに11月30日の市中相場は20ドルを割るに至った⁽¹⁰⁾（ただし横浜正金銀行建値は20ドルであった）。

為替相場放任政策の変更—相場の安定化へ—

政府が為替相場放任政策をとったのに対し、財界からはむしろ為替の安定に努めてほしいという要望が年初から出されていた。すなわち昭和7年1月25日、大阪商工会議所は政府に対し、為替相場安定策と横浜正金銀行の建値公表の2点を要望する決議を行い⁽¹¹⁾、次いで2月4日には東京商工会議所も、金輸出再禁止以後わが国為替相場の下落動揺が甚だしいのは「ただに貿易業者をして困窮せしむる所甚大なるのみならず、また以て一般商工業者をしてその経営上採算に不安を抱かしめ我が国産業をして極度の不振に陥らしむる因由を為すものといふべし」として、政府に対し為替安定策を求めた⁽¹²⁾。もっともこれらの要望に対して、為替相場の不安定は好ましくないとしても、金輸出再禁止によって為替相場が下落するのは当然であり、しばらくは相場を自然の成り行きに任せよとして、政府の方針を支持する議論が少なくなかった⁽¹³⁾、またそうした放任政策をとっても、円相場はそれほど下がることはなく、35ドル～36ドルで落ち着くだろうという見方もあった⁽¹⁴⁾。

しかし現実の為替相場は、前述のように、年初来ほぼ一貫して急速な下落を続け、8月には25ドルを割るに至った。このような相場の推移に伴い各方面からいっそう為替の安定を求める声が出されるようになった。例えば当時の『エコノミスト』は次のように述べている⁽¹⁵⁾。

為替相場はどんどん下つてゆく。かつて一部のインフレーションистが理想値とした対米二十五ドルの大関門はたちまち突破された。この調子では二十ドルの実現もただ時期の問題の如く思はれてゐる。……さらに為替低落の過程における急激な相場の乱調は輸出貿易を極度に萎縮せしめ、却つて思惑輸入を刺激し国際貸借を実勢以上に悪化させることも、過去の経験で明かにされた。現在の為替水準が本邦財界の実勢に照らして、あまりに低くすぎるかどうかはここに問題としない。ただ強調しておきたい点は、かうした為替関係の下において、財界実勢は益々悪くなり、さらに為替の先行

安、財界基調の順応的悪化を免れないことである。この意味において為替の安定が財界、政界各方面の殆んど一致した要望となつたのは無理もない次第だと思ふ。

以上のような情勢の展開は、それまでの為替相場に対する放任政策の修正を迫るものであり、月初の相場がすでに21ドル台にまで低落していた11月になると政府の態度はしだいに变化した。政府が後述のように「資本逃避防止法」に基づき、主要外国為替銀行に対し、11月24日以降毎日の為替取引の内容を翌日中に報告させることにした（いわゆる「速報命令」）のは、そうした政策の変更をうかがわせるものであったが、11月25日に開かれた関西銀行大会での大蔵大臣および本行総裁の演説は、このような観点から大いに注目を集めた。席上、高橋蔵相は金輸出再禁止以後における為替の低落は、わが国の貿易の実勢を示すものではないとし、場合によっては為替取引に対する規制を強化することを示唆⁽¹⁶⁾した。また土方総裁も為替政策について次のように述べた。⁽¹⁷⁾

資本逃避防止法実施の結果資本の海外流出に基く為替相場の低落は抑制せられ、又下半季以後貿易の好調により国際貸借の状態は相当の改善を示して居りますに拘はらず、動もすれば為替相場が軟調を呈せんとする傾のありますのは、畢竟政治、社会并に外交方面に対する不安と財政経済関係よりする通貨膨脹懸念などを反映するものであらうと思はれます。自然之れが為め思惑者流の策動に乗ぜらるることにもなりますので、之れに対しては相当の施設を講ずる用意を整へて置くことが必要であらうと考へます。

上記のように当時の為替相場の急落は為替投機によるところが大きく、しかも「資本逃避防止法」では、そうした投機に十分対処することができないと考えられたため、前日の相場が20ドルを割った12月1日、高橋蔵相は為替管理の導入を示唆するに至った。⁽¹⁸⁾このような政策態度の変更は市場心理にもかなり影響したものとと思われ、12月の円相場は20ドル～21ドル台で落ち着きを示した。

昭和8年に入ると、アメリカ経済は一段と不況深刻化の様相を呈し、こうした情勢のなかで、円相場は比較的堅調に推移していたが、2月中旬、アメリカ、ミシガン州で金融恐慌が発生し、3月4日、金融恐慌はついに全国的な規模にまで発展した。その日はたまたまルーズベルト（F. D. Roosevelt）大統領就任の日

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

であったが、同大統領は3月6日、同日から9日までの4日間全国の銀行に休業を命じるとともに、休業期間中金輸出禁止の緊急令を布告した（9日成立の非常時銀行法に基づく10日の大統領令により金輸出は許可制となった）。このことがわが国の経済界に大きな衝撃を与えたことはいうまでもない。6日（月曜）、7日（火曜）の両日為替市場は閉鎖され、8日（水曜）に再開されたが、その際横浜正金銀行は対英ポンド建値を1シリング2ペンス $\frac{3}{8}$ とし、日米為替は相場立たずとした。その後14日に至り、対米21ドル（ノミナル）を発表し、16日以降ようやく再び対米21ドル $\frac{1}{4}$ を基準としてドル・ポンド間の相場により円の対英ポンド相場を裁定するようになった。⁽¹⁹⁾

4月に入ってアメリカでは金輸出の許可申請が集中したため、4月19日ルーズベルト大統領はついに金輸出の禁止を声明（20日行政命令を布告）した。このた

表 2-3 外国為替相場(市中相場)の推移

昭和	対米ドル相場 (100円につきドル)			対英ポンド相場 (1円につきシリング/ペンス)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
7年9月	24 $\frac{1}{4}$	22 $\frac{1}{2}$	23.515	1 $\frac{3}{4}$	1 $\frac{9}{16}$	1 $\frac{1}{4}$.235
12月	21 $\frac{3}{8}$	20	20.699	1 $\frac{3}{8}$	1 $\frac{7}{8}$	1 $\frac{1}{3}$.108
8年1月	21 $\frac{1}{8}$	20 $\frac{1}{2}$	20.740	1 $\frac{15}{16}$	1 $\frac{5}{8}$	1 $\frac{1}{2}$.774
2月	21 $\frac{1}{4}$	20 $\frac{1}{4}$	20.799	1 $\frac{13}{16}$	1 $\frac{3}{16}$	1 $\frac{1}{2}$.554
3月	21 $\frac{1}{4}$	20 $\frac{5}{8}$	21.118	1 $\frac{7}{8}$	1 $\frac{5}{16}$	1 $\frac{1}{2}$.591
4月	23 $\frac{1}{2}$	21 $\frac{1}{4}$	21.761	1 $\frac{7}{8}$	1 $\frac{3}{8}$	1 $\frac{1}{2}$.690
5月	24 $\frac{1}{8}$	23 $\frac{1}{4}$	23.662	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{3}{8}$	1 $\frac{1}{2}$.407
6月	26 $\frac{1}{2}$	24 $\frac{1}{8}$	24.990	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$.500
7月	29 $\frac{1}{4}$	25 $\frac{7}{8}$	27.986	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$.500
8月	27 $\frac{1}{2}$	26	26.796	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{4}$	1 $\frac{1}{2}$.365
9月	28	26 $\frac{3}{8}$	27.165	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{8}$	1 $\frac{1}{2}$.158
10月	28 $\frac{3}{8}$	26 $\frac{1}{2}$	27.560	1 $\frac{1}{4}$	1 $\frac{1}{8}$	1 $\frac{1}{2}$.160
11月	31 $\frac{1}{4}$	28 $\frac{1}{4}$	29.895	1 $\frac{1}{4}$	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$.109
12月	30 $\frac{1}{2}$	29 $\frac{3}{4}$	30.250	1 $\frac{1}{8}$	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$.099

(注) 昭和7年9月・12月の対米ドル相場は前掲表2-1のそれとは一致していない。

(出所) 前掲『本邦経済統計』。

第1章 管理通貨制度への移行

め翌20日、横浜正金銀行は基準為替相場の建て方を米ドル建てから英ポンド建てに変更した。もっともこれは対英ポンド相場を固定したのではなく、1シリング2ペンス $\frac{1}{2}$ から1シリング2ペンス $\frac{1}{16}$ の間を市況に応じて上下させた。こうしてその後ドルの動揺は続いたものの、円の対英ポンド相場は極めて安定した推移を示した(表2-3)。さらに昭和9年10月20日、横浜正金銀行の英ポンド建値は1シリング2ペンスと変更され、対英相場はここにベッグされた⁽²⁰⁾。そして昭和14年10月、わが国の為替が再びドル基準に改められるまで5年間の長きにわたってこの相場が維持された。

- (1) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和6年12月(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第7巻、大蔵省印刷局、昭和38年、所収)685~686ページ。ただし金輸出再禁止直前の横浜正金銀行建値および同建値発表中止日は日本銀行保有資料によった。
- (2) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、260ページ。
- (3) 深井英五『金本位制離脱後の通貨政策』千倉書房、昭和13年、333ページ。
- (4) 昭和6年12月14日付『中外商業新報』。
- (5) 昭和6年12月14日付『東京朝日新聞』。
- (6) 前掲「日本銀行調査月報」昭和7年1月、698ページ。
なお以下の相場は当時の『東洋経済新報』所載の東京市中相場によっている。
- (7) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第13巻、東洋経済新報社、昭和38年、113~114ページ。
- (8) 前掲「日本銀行調査月報」昭和7年4月~5月、732ページ、742ページ。
- (9) 前掲『昭和財政史』第13巻、115ページ。
- (10) 同上、115~116ページ。
- (11) 大阪商工会議所「対外為替安定ニ関スル建議」(前掲『日本金融史資料』昭和編第21巻、昭和43年、所収)448ページ。
- (12) 東京商工会議所「為替の安定を建議」(同上所収)449ページ。
- (13) 例えば昭和7年1月5日付『中外商業新報』社説「円価の急低落」や桜田助作「為替下落と円の対内価値に就いて」(『東洋経済新報』第1485号、昭和7年2月6日)49~52ページ。
- (14) 例えば石橋湛山「為替と物価は何う動くか」(『東洋経済新報』第1481号、昭和7年1月9日)47~52ページ。
- (15) 『エコノミスト』第10年第17号(昭和7年9月1日)主張「為替対策の目標を誤るな」10ページ。
- (16) 前掲『日本金融史資料』昭和編第33巻、昭和47年、677ページ。

- (17) 同上、680～681ページ。
 (18) 昭和7年12月2日付『中外商業新報』。
 (19) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第4巻、東京銀行、昭和57年、34ページ、50ページ。
 (20) 同上、51ページ。

(2) 金に関する政策

政府の金買上げと金現送

金輸出解禁直前の昭和4年（1929年）末における本行の金保有額は10億7227万円であったが、金輸出解禁中にしだいに減少し、金輸出再禁止直後の昭和6年末には4億6955万円と半分以下に減少していた。そのうえ既述のように、この乏しくなった保有正貨の中から横浜正金銀行の為替統制売り決済のための金現送を行わねばならぬ状況にあった。

昭和 年末	本 行 金 保 有 額		
	金 貨	金 地 金	計
	千円	千円	千円
4 年	252,913	819,359	1,072,273
5 年	220,750	605,248	825,998
6 年	239,567	229,982	469,549

また従来本行は中国から国内業者ないし朝鮮銀行経由で流入する金をかなり買入れていたが、昭和6年9月の満州事変勃発以降こうした金流入は円滑を欠くようになり、とくに金輸出再禁止後は円相場の急落によって、金輸入は採算的にも不利になった（表2-4）。この間国内産金業者は、本行の金買入価格が固定されているため金鉱業の採算が悪化しているのみならず、ひいては金の海外への不正流出を招くおそれがあるとして、本行の金買入価格を為替相場を基準として定めるよう、政府に対し陳情を続けた。⁽¹⁾

しかし本行としては金の正貨準備への充当価格が1匁＝5円と定められている関係上、これより高い価格で金を買い入れることには問題があり、また本行が輸

表 2-4 金現送（上海から大阪へ）による利益

昭和	上海日本向為替 (100円につき) (A)	標金 1 条により 取得しうる円 (B)	左の両貨換算 $(\frac{A}{100} \times B)$ (C)	標金 1 条の 両 価 (D)	現送による 損 (△) 益 (C-D)
	両	円		両	両
6 年 6 月	154.000	476.3625	733	711	22
8 月	167.000	↓	795	783	12
10 月	149.500		709	690	19
12 月	106.000		504	686	△ 182
7 年 1 月	107.000		509	665	△ 156
2 月	93.000		442	619	△ 177
3 月	102.500		485	680	△ 195

(出所) 日本銀行調査局「本邦の金に就て」(前掲『日本金融史資料』昭和編第20巻、昭和43年、所収)310ページ。

出を前提として金を買う入れるのも適当なことではなかった。ただ当時、政府は1か月平均700万円程度の海外支払を必要としていたので、政府が金を買上げ、それを現送してこの支払いに充てることにすれば、国庫に負担を加えることなしに、産金事業を保護することができる。⁽²⁾このような考え方から、政府が直接金を時価で買い上げることにしたが、この方法をとれば政府の海外支払のための為替需要がそれだけ減少するので、為替相場下落を防ぐというプラスの面もあった。⁽³⁾しかし同時にこの措置は金の「二重価格」を公認したものであり、⁽⁴⁾事実上はこれまでの法定金平価を切り下げたに等しいものであった。こうして政府は昭和7年3月4日「金地金買上並輸出手続」(以下本項では単に「手続」という)を制定したが、その主要点は次のとおりである。⁽⁵⁾

- イ、政府は海外支払に充当するため、金地金を時価により買い上げる。
- ロ、政府が買い上げる金地金は量目2貫目(7キログラム)以上とする。
- ハ、買上げの事務は日本銀行本店および大阪支店で行う。
- ニ、買上相場は毎週1回定める。
- ホ、日本銀行は買い入れた金地金を政府預金(別口預金口座)に受け入れる。
- ヘ、買入金地金は必要の都度アメリカに向け現送し、その売却代金(米ドル)は政府預金(指定預金口座)に受け入れる。
- ト、現送の手続は横浜正金銀行に取り扱わせる。

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

上記「手続」制定に伴い本行は3月7日、政府の金買上げに関する本行の取扱方を定め、その中で金地金買入れの取扱いは大阪支店で行うことなどを定めた。また金買上価格を決定する場合の為替相場については、前記「手続」のなかで横浜正金銀行の対米電信売為替相場に法定平価とこの相場との差額の $\frac{1}{10}$ を加えたものを標準にする旨、定められており、この差額の $\frac{1}{10}$ を加えるのは、現送費と為替リスクを勘案したものとされている⁽⁶⁾。このようにして計算された政

府の買上価格は、当初純金1匁につき7円25銭となり、その後しばらく7円台の価格が続いたが、8月下旬から8円台となり、さらに11月下旬以降は9円台に上昇した(表2-5)。

政府による実際の金買上げは買上価格の決定よりも遅れ、3月15日から始まったが、かねてからこのような措置を期待して金地金を手持ちしていた向きが一時に本行に殺到したといわれ、3月～5月の3か月間における買上額は3400万円弱に上った(表2-6)。これは当時のわが国内地における1年間の産金量を超えるもので、この買上金

表 2-5 政府の産金買上価格の推移

(単位:純金1匁につき円)

実施年月日	買上価格	実施年月日	買上価格
昭和 7. 3. 7	7.25	昭和 7. 6.13	7.27
14	7.45	20	7.47
21	7.35	26	7.47
28	7.25	7.16	7.74
4. 4	7.18	8. 8	7.87
11	7.13	29	8.46
18	7.11	9.19	8.68
25	7.18	10.19	8.56
5. 2	7.27	11. 7	8.90
9	7.18	28	9.37
16	7.27	12.19	9.44
23	7.37	8. 1. 9	9.33
30	7.37	30	9.37
6. 6	7.18	2.20	9.29

(出所) 日本銀行調査局「金輸出再禁止後の我国金事情」(前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、昭和46年、所収)50ページ。ただし日本銀行保有資料により一部補正した。

表 2-6 政府金買上高の推移

(単位:キログラム・千円)

昭和・和月	数量	金額	昭和・和月	数量	金額
7. 3	4,235	8,344	8. 4	2,779	6,822
4	5,705	10,868	5	3,325	7,873
5	7,432	14,484	6	1,602	3,793
6	2,862	5,615	7	1,761	4,171
7	2,195	4,469	8	1,326	3,139
8	1,174	2,471	9	129	306
9	4,264	9,708	10	136	323
10	3,401	7,820	11	2,287	6,020
11	1,677	4,045	12	1,775	4,704
12	3,965	9,939	9. 1	537	1,423
8. 1	891	2,224	2	108	286
2	1,049	2,621	3	192	508
3	2,827	7,005	計	57,636	128,980

(出所) 表2-5と同じ、51ページ。

第1章 管理通貨制度への移行

地金のなかには、新産金以外のものが相当含まれていた。このため政府は産金保護の趣旨を徹底させるという観点から、7月8日、前記「手続」を改正し、政府の金買上げは特に指定した産金業者のみから行う（ただし朝鮮および満州の産金については朝鮮銀行を、また台湾の産金については台湾銀行を産金業者に準じて扱う）ことにし、鑄潰しによる金地金を買上げないようにした。この改正に伴い同月から翌昭和8年4月までに14の産金業者が指定されたが、このうち、とくに買上量の大きかったのは、日本鉱業株式会社と朝鮮銀行であった。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

前述の昭和8年3月におけるアメリカの金輸出禁止によって、金の市場価格は大きな影響を受けたので、政府は情勢の推移を見極めるため、3月7日以降同月19日まで一時、金買上げを中止した。またその後、アメリカが金本位制度を離脱した以上、政府の金買上価格算出の基礎を対米為替相場に置くのは不合理であるという議論が生じ、その改定問題を審議するため、6月12日以降同月22日までの期間も金買上げを一時中止した。しかし当時ロンドンでは後述の世界経済会議が開かれていたので、その推移を見る必要があるということから、改定は差し当た

表 2-7 金地金現送一覧（昭和7年～8年）

出 航 日	船舶名	現 送 金 地 金			
		純 金 量	買入代金	現送費用	計
昭和		グラム	千円	千円	千円
7. 4. 4	日枝丸	2,032,804.7	4,039	21	4,059
5. 2	平安丸	3,672,443.2	7,122	37	7,159
5.30	氷川丸	7,782,866.8	14,930	80	15,010
6.28	大洋丸	6,408,025.8	12,559	77	12,636
9.27	春洋丸	5,058,398.3	10,648	70	10,718
11.22	大洋丸	4,701,189.0	10,798	76	10,874
12.28	東海丸	5,611,274.8	13,527	88	13,614
8. 3.28	良洋丸	4,472,988.7	11,185	70	11,255
8. 9. 7	榛名丸	1,930,149.8	4,782	47	4,829
21	香取丸	2,010,186.1	4,958	49	5,007
計		43,680,327.2	94,548	614	95,162

(注) 積出港はすべて神戸であったが、仕向港は昭和7年4月の第1回分から昭和8年3月までがサンフランシスコ（現送代わり外貨2641万ドル）、昭和8年9月の2回分がロンドン（現送代わり外貨82万ポンド）であった。

(出所) 前掲「金輸出再禁止後の我國金事情」52ページおよび日本銀行保有資料により作成。

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

り見送りとなったが、その後11月に至り買上価格の基礎を対米為替相場から対英為替相場に移すことに改められ、新基準による買上価格は1匁＝9円94銭と決定⁽⁹⁾された。

以上のようにして政府により買い上げられた金地金の第1回現送は、買上げ開始約1か月後の昭和7年4月4日に実施された。現送手続は横浜正金銀行が担当し、神戸港よりサンフランシスコに向けて海上輸送され、その代金はいったん横浜正金銀行ニューヨーク支店に預入された後、政府の海外支払に充当された。金地金のアメリカ向け現送は、その後も同様の方法で続けられ、昭和7年中に7回行われた。第8回目の現送は昭和8年3月28日に行われたが、前述のように当時アメリカの経済界は動揺が著しかったため、その後現送は一時中止され、同年8月前記「手続」に定めた現送先の「米国」を「米国又ハ英国」と改め、翌9月、2回にわたりロンドン向け現送を実施した（表2-7）。しかし後述のような国際収支の好転や金政策の変化から金地金の現送はこれをもって打ち切れ、政府買上げの金地金は国内に保留されることになり、わが国の在外正貨はかなりの低水準⁽¹⁰⁾で推移することになった（表2-8）。

表 2-8 正貨在 高 の 推 移

（単位：百万円）

昭和 年末	総 額	所 有 者 別				所 在 地 別	
		政 府	日 本 銀 行			海 外	内 地
			正貨準備	正貨準備	外		
4	1,343	221	1,123	1,072	50	255	1,088
5	960	122	837	826	11	134	826
6	557	84	474	470	4	88	470
7	554	128	426	425	1	112	443
8	495	68	427	425	2	38	457
9	495	27	468	466	2	28	466
10	531	26	506	504	2	27	504
11	577	26	550	548	2	28	548

（出所）大蔵省編『財政金融統計月報』第5号、昭和25年2月、79ページ。

昭和9年4月、後述のように「日本銀行金買入法」が制定されたが、この法律実施とともに、政府手持ちの買上金地金1395万5539グラム2375は全部本行に譲渡

第1章 管理通貨制度への移行

されることになり、5月4日に実行された。これをもって政府の金地金買上げは終了したが、当初以来の政府買上金地金の処理状況をまとめると、以下のとおりである。⁽¹¹⁾

イ、政府買上げ	57,635,866.4	グラム		
				円
				128,980,074.25
ロ、現送	43,680,327.2	グラム		
			買上原価	円
				94,547,873.26
			現送費	614,535.92
			計	95,162,409.18
ハ、本行への譲渡	13,955,539.2	グラム		
			買上原価	円
				34,432,200.99
			金利	219,337.42
			計	34,651,538.41

日本銀行金買入法

アメリカは1933年（昭和8年）10月から、復興金融会社⁽¹²⁾（Reconstruction Finance Corporation）による国内新産金の買入れとロンドン・パリなどの海外市場における金買入れを実行した。そのため国際的に金塊相場が高騰し、関係者の注目を集めていたが、翌1934年に入ってアメリカは通貨制度の大幅な改革を行った。すなわちアメリカ政府は、同年2月1日以降ドルの金量目を純度 $\frac{9}{10}$ の金 $25\frac{8}{10}$ グレインから $15\frac{5}{21}$ グレインに引き下げる（これにより純金1トロイ・オンス当たり20.67ドルから35ドルに変更）とともに、ニューヨーク連邦準備銀行を通じて1オンスにつき35ドルから通常の鑄造料および取扱手数料0.25%を差し引いた価格で、いつでも金を買入れ、また金本位国の通貨との為替相場が金輸出点に達

するときは、海外中央銀行に対し、1オンスにつき35ドルに取扱手数料0.25%を加えた価格で、いつでも金を売却すると発表⁽¹³⁾した。ここで注目されるのは、国内における金兌換は認めないが、海外中央銀行に対しては固定価格で金を売却する旨定めたことであり、これは国際収支尻の決済には金を使用することを表明したものであった。このため当時のわが国の新聞はこれを「制限金本位」と呼んでい⁽¹⁴⁾た。また深井英五は、後にその著書のなかで、これを「修正金本位」と呼び、次のように述べている。⁽¹⁵⁾

十九世紀の通念による所の金本位でないことは勿論であるが、現在の実状に於て国際収支の決済上必要あるときは、一オンスに付三十五弗の一定割合を以て米国の通貨を金に換へ之れを輸出することが出来る。即ち対外的に米国の通貨は金と連絡する。大蔵長官の許可を必要とする点に於て其の連絡は法制上十全でないが、現在国際金融上の実際取引に於ては、米金を金本位国と看做して居るのである。

国際金融上重要な地位を占めていたアメリカがその通貨と金の関係についてこのような措置をとったことは、わが国の金政策に対して大きな影響を及ぼした。すなわち、わが国では昭和7年3月以降専ら金の海外現送を目的として政府が時価による金買上げを行っていたが、上記のような金をめぐる国際情勢の変化から、わが国も金を国内に蓄積し、通貨の基礎を強化しておくべきであるという議論が高ま⁽¹⁶⁾った。当時わが国の国際収支はかなり改善され、海外支払のために金を現送しなければなら⁽¹⁷⁾ない必要は薄らいでいた。また政府が引き続き金を買い上げ、それを国内で保有するのは、国庫の経理上困難であ⁽¹⁸⁾った。こうした諸事情から、いろいろ検討が重ねられた結果、正貨準備の充実を図るのは本行が主体となるのが最も適当であるから、本行が新産金を買い入れ、時価買入れに伴う問題点は政府補償によって対処することにし、この買入れによって産金事業を保護奨励するとともに、本行正貨準備の充実を期することになり、昭和9年4月7日「日本銀行金買入法」(法律第44号)が公布施行された。その概要は以下のとおりである。

イ、政府は金を国内に保有するため、日本銀行に金を買い入れさせ、これを保有させることができる(第1条)。

第1章 管理通貨制度への移行

ロ、日本銀行はこの法律により買入れる金の買入価格について大蔵大臣の認可を受けなければならない(第2条)。

ハ、この法律によって日本銀行が買入れた金の買入価格と純金750ミリグラムにつき1円(「貨幣法」第2条による価格)として評価した金額の差額については、政府が負担することにし、同行に対し同額の借入金証書を交付する(第4条第1項)。

ニ、前項の債務は無利子とし、1億円を限度とする⁽¹⁹⁾(同条第2項)。

ホ、政府は海外支払その他特別の必要ある場合には、日本銀行に対し、この法律によって買入れた金を買入価格で国庫金勘定に移すことを命ずることができる(第5条)。

次いで4月7日に「日本銀行金買入規則」(大蔵省令第14号)が公布施行されたが、この省令により、本行は大蔵大臣の承認を経て、内地、朝鮮、台湾の産金業者を指定し、この指定業者から金を買入れることになり(第2条)、翌10年8月までに14業者を指定した⁽²⁰⁾。また、「日本銀行金買入法」によって大蔵大臣の認可を受けた本行の金買入価格は、政府による金買入れ時のように頻繁ではなく、次のようにほぼ1年ごとに引き上げられた⁽²¹⁾。この買入価格決定に当たっては、その算出の基準をその時点でのロンドン金塊相場に置いたが、事情に著しい変化がない限り買入価格を据え置く方針をとり、その後予想されるロンドン金塊相場の変動などもある程度考慮に入れて買入価格を決定した⁽²²⁾。

実施年月日	買入価格
昭和9年4月11日	純金1グラムにつき 2円95銭
10年1月11日	” 3円09銭
11年5月6日	” 3円50銭
12年5月15日	” 3円77銭

このようにして本行の金買入れが開始された。当初は、それまで産金業者が買入方法改正の成り行きを眺めて、政府への納入を手控えていた結果生じたストックを持ち込んだため、昭和9年4月～5月の2か月間の本行買入量は約7000キログラムと、同期間の推定産金量の数倍に達した。しかしその後毎月の買入量は

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

1000キログラム台へと大幅に減少し、当初の予定買入量を下回った。これには一時的な特殊事情による減産も一因となったが、金価先高見越しによる納入手控えや、朝鮮・台湾方面の産金が地金商に買い集められ、あるいは密輸出されたという事情がからんでいたようで、その後政府は金の思惑取引や密輸出に対して厳重な監視を行った。その結果国内での金の市中相場は一時漸落傾向をたどり、これに伴って本行の金買入量は再び増加し、昭和10年5月以降の買入量は月平均⁽²³⁾ほぼ2800キログラムの水準を維持した。さらに昭和12年7月14日には「日本銀行金買入規則」の改正が行われ、本行は産金業者以外の者からも金を買入れることができることになった（第4条の2）が、本行の金買入れはその直後の同年8月、後述の金政策の変更（8月11日、「産金法」「金準備評価法」など制定）に伴う「日本銀行金買入規則」の廃止（8月24日公布大蔵省令第36号）により同月24日をもって終結した。なお、昭和9年以降本行が買入れた金の量は合計10万8257キログラム、金額は3億5912万円に達した（表2-9）。

この金買入れは、政府の金買上げの場合と同様、大阪支店で行われた。その勘定上の整理は、純金の量目750ミリグラムにつき1円として計算した分は「地金」勘定中の「別口金地金」とし、その金額と買入額との差額は「政府一時貸上金」勘定中の「金買入法ニ拠ル政府貸上金」に計上された⁽²⁴⁾。この対政府貸付金は昭和12年8月24日までに総額2億3082万円に達したが、後述のように同年8月の「金準備評価法」の制定により、8月25日付をもって本行の金準備の評価換えが行われ、さらにその評価益を政府に納付することになったので、政府はこれによって、前述の对本行債務を返済した⁽²⁵⁾。

表 2-9 日本銀行金買入法による
金買入れ状況

昭和・年	純 金 量 (キログラム)	金 額 (千円)
9	16,996	50,138
10	28,295	87,405
11	33,205	112,592
12	29,760 (493)	108,988 (1,859)
合 計	108,257	359,123

(注) 1. 昭和9年の本行買入れには政府よりの移転分（1万3956キログラム、3465万円）があったが、本表はこれを含まない。

2. 昭和12年のかつこ内は、うち「潰金」による分を示す。

(出所) 日本銀行保有資料。

金政策の影響と問題点

金輸出再禁止後における金政策は、政府による金買上げ時と本行による金買入れ時とでは若干のニュアンスの相違があったものの、いずれも国内産金事業を奨励することによって円の基礎を強固にしようとしたものであった。当時の各国の金本位制度停止は、いわば過渡的、臨時的な措置であり、いずれなんらかのかたちで金と結びついた通貨制度が国際的に確立される時期が来るだろうと一般に考えられていたから、⁽²⁶⁾ 円の金基礎を強固にすることは、そのときに備えるという意味を持つものであった。すなわち、当時は事実上管理通貨制度に移行していたとはいえ、なお金を重要視していたのである。それでは当時の金政策は、そのような目的を実現したであろうか。

まず第1は国内産金への影響である。国内産金事業の奨励については政府・本行による金買入措置のほかにも、いろいろな奨励策が実施された。例えば商工省は金鉱製錬場建設助成金の交付（ただし昭和8年度および9年度のみ）や中小金山に対する技術指導（昭和8年度以降）を行ったし、また鉄道省は昭和7年1月

16日以降、金鉱石の鉄道運賃を4割引とした。このような施策が行われたなかで、産金熱は急速に高まり、実際の産金量もしだいに増加した。もっともこの間ブームの行き過ぎのような現象も散見された。例えば内地における金鉱の試採掘出願数をみると、昭和6年中、2239件であったものが、その後漸増し、昭和9年中には7399件という増加ぶりであったし、金鉱業を営む会社も続々新設された。しかしそれらの大部分は産金実績にみるべきものがなく、なかには会社を設立したものの間もなく解

表 2-10 国内産金の状況

○ 産 出 量 (単位：キログラム)

昭和・年	内地	朝鮮	台湾	計
5	12,068	6,186	488	18,742
6	12,275	9,031	554	21,860
7	12,497	9,701	817	23,015
8	13,729	11,508	652	25,889
9	15,147	12,428	1,003	28,577
10	18,321	14,710	1,158	34,189
11	22,235	17,490	1,294	41,019

○ 産 出 額 (単位：千円)

5	16,120	6,619	646	23,385
6	16,523	9,584	734	26,841
7	25,973	19,633	1,739	47,345
8	33,846	29,394	1,676	64,917
9	45,042	38,538	3,168	86,748
10	56,310	45,458	3,557	105,324
11	74,828	59,354	4,383	138,565

(出所) 大蔵省理財局『金融事項参考書』昭和12年調。

散となった例もあった。⁽²⁷⁾ それにしても当時の産金量が急速に増大したのは事実で、内地、朝鮮、台湾の産金量合計は、昭和7年以降の5年間にほぼ倍増した。さらに金額でみれば、実に5倍以上の増加であった（表2-10）。

ただこの間政府・本行の金買入価格は、国内市中相場や海外の相場より概して低かったが、これには、当時の政府ないし本行の買入価格算定の方式も関連していた。すなわち、政府買上げの場合には、1ドル=金1.5047グラムという固定価格を前提として買上げ価格が計算されていたし、本行買入れの場合の価格はロンドン金塊相場を基準としたものの、その改定は年1回程度しか行われなかった。このため当時の国際的な金価格高騰が政府・本行の買入価格に十分反映されなかった。このような事情から、当時の金輸出禁止下にあっても、前述のように密輸出というかたちの金流出がかなりあったといわれている。⁽²⁸⁾

当時、国内の金取引が金輸出の禁止によって、いわば海外市場から一応隔離されていたなかで、政府や本行が金買入価格を引き上げたことは、確かに産金奨励の意味を持つものであったが、金の密輸出がかなり生じたことを考えると、前述のような産金量増大の背景には、当時の金政策のほかに、国際的な金価格高騰という事情があったことを見逃すことはできない。

次に当時の金政策が、前述のように将来におけるなんらかのかたちでの金と結びついた通貨制度の復活に備えるという意味で、果たして円の金基礎の強化につながったかという点であるが、本行の正貨準備は昭和7年～11年の間に1億円強の増加を示した。これは確かに金政策の効果であったといえるが、他方その間に兌換券発行高も増加したから、兌換券発行高に対する正貨準備の割合という点では、この期間中大勢に変化はなかった。その意味では当時の金政策が円の強化に対して積極的役割を果たしたとはいえない。一方、金の時価買上げの開始は事実上これまでの金の法定平価を切り下げたに等しいということは前述したところであるが、この期間中における買上価格の相次ぐ引上げにより、「貨幣法」の「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス」（第2条）という規定と実態とのかい離はますます拡大しており、円の法律上の金平価の切下げもいずれ行われるであろうと予想されるようになっていた。

第1章 管理通貨制度への移行

- (1) 日本銀行調査局「本邦の金に就て」(前掲『日本金融史資料』昭和編第20巻、昭和43年、所収) 299~301ページ。
- (2) 日本銀行調査局「金輸出再禁止後の我国金事情」(上掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、昭和46年、所収) 48ページ。
- (3) 前掲『昭和財政史』第13巻、122~123ページ。
- (4) 伊藤正直「日本銀行金買入法小論——管理通貨制移行と金政策覚書——」(『立命館経済学』第29巻第4号、昭和55年10月) 194ページ。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 日本銀行保有資料『政府買上金地金現送関係書類』昭和7年3月~8年3月。

例えば金1匁の買上価格は次の方式で算出されることになる。

$$\text{標準為替相場} = \text{為替相場} + (\text{平価} - \text{為替相場}) \times \frac{1}{10}$$

$$\text{金1匁の買上価格(円)} = \frac{100}{\text{標準為替相場} \times 0.4013}$$

ただし 1ドル=金1.5047グラム=金0.4013匁

以上の算式において、為替相場は、だいたい週末の対米為替相場をとることにしたが、その場合、その週の、わが国およびニューヨークにおける為替相場の状況も参酌された。したがって当初は、毎週月曜日に買上価格が改定される慣行になっていたが、7月以降は必要に応じて改定されるようになった。

なおこの算式で $\frac{1}{10}$ は昭和7年8月、 $\frac{2}{10}$ に改正された。

- (7) 前掲「金輸出再禁止後の我国金事情」49ページ。業者名は次のとおり。ただし一部誤りは日本銀行保有資料により補正した。

日本鉱業株式会社 三菱鉱業株式会社 三井鉱山株式会社 古河鉱業合名会社 藤田
鉱業株式会社 住友別子鉱山株式会社 鯛生金山株式会社 朝鮮銀行 薩摩興業株式
会社 台湾銀行 株式会社川崎造船所 笏洞鉱業株式会社 近藤竜三郎 オリエンタ
ル・コンソリデーテッド・マイニング・コムパニー

- (8) 日本銀行保有資料。
- (9) 前掲「金輸出再禁止後の我国金事情」49~50ページ。
- (10) 同上、51~52ページ。
- (11) 同上、52ページ。
- (12) 1932年、アメリカのフーバー大統領により、「復興金融会社法」に基づき設立された政府系金融機関。当初弱体化した金融機関の救済を目的としたが、ルーズベルト大統領のニュー・ディール時代には、私企業が危険を負担しきれないその他の貸付分野にも業務を拡張した(高橋泰蔵ほか編『体系金融大辞典』東洋経済新報社、昭和41年、568~569ページ)。
- (13) Federal Reserve Board, *Federal Reserve Bulletin*, Feb. 1934, p. 69.

この発表は1934年の「金準備法」(Gold Reserve Act)の規定に基づき、大統領および

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

財務長官によって行われたものであった。その後1936年10月、アメリカは金売却先を財務長官が指定することになり、まず3国通貨協定を締結したイギリス・フランスが、次いで翌11月にはベルギー・オランダ・スイスが金売却先として指定された。

- (14) 例えば昭和9年2月2日付『中外商業新報』。
- (15) 前掲『金本位制離脱後の通貨政策』92～93ページ。
- (16) 例えば大島堅造「米国のドル貨切下問題と其影響」(『エコノミスト』第12年第3号、昭和9年2月1日) 19～21ページ。
- (17) 山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』(『長期経済統計』14) 東洋経済新報社、昭和54年、227ページ、237ページ、によれば、当時の総合収支は次のように推計されている。

昭和6年	△433.2百万円	(うち台湾・朝鮮を除く)	△416.7百万円)
7年	△ 96.5	(” △ 78.8)
8年	△102.5	(” △ 81.8)
9年	△ 22.9	(” 13.3)
10年	△147.7	(” △ 19.7)

- (18) 津島寿一「我国の国際貸借及対外金融に就いて」(前掲『日本金融史資料』昭和編第20巻所収) 551ページ。
- (19) この限度は昭和10年3月に2億円に、さらに同12年4月には4億円に引き上げられた。
- (20) 前掲「金輸出再禁止後の我国金事情」55ページ。業者名は次のとおり。ただし一部誤りは日本銀行保有資料により補正した。

日本鉱業株式会社 三井鉱山株式会社 三菱鉱業株式会社 古河鉱業合名会社 鯛生金山株式会社 朝鮮銀行 住友別子鉱山株式会社 藤田鉱業株式会社 台湾銀行 東洋合同鉱業株式会社 持越金山株式会社 薩摩興業株式会社 大楡洞鉱山株式会社 金井鉱山株式会社

- (21) 日本銀行保有資料。
- (22) 前掲「金輸出再禁止後の我国金事情」55ページ。しかし実際には後述のように本行の買入価格は概して国内市中相場、海外相場を下回っていた。
- (23) 同上、55～56ページ。
- (24) 日本銀行保有資料。
- (25) 同上。
- (26) 前掲「金輸出再禁止後の我国金事情」53ページ。
- (27) 同上、31～33ページ、39ページ。
- (28) 同上、42～43ページ。

(3) 為替の統制化

資本逃避防止法

前述のように昭和6年(1931年)12月の金輸出再禁止によってわが国の為替相場は急速に下落した。そのうえ財政の膨張、国債の発行、金利の引下げ等から、先行き物価上昇が予想され、そのため為替相場はいっそう軟化するものとみられた。しかも満州事変の勃発により、わが国が国際的に孤立化の方向をたどったことも加わって、海外における外貨邦債の市価は著しく低下し(表2-11)、その利回りは国債で7%、社債では1割以上の高水準となった⁽¹⁾。このような情勢からこれら邦債への投資を中心に資本の海外流出傾向が続いたが、政府は投機的な色彩が強まることを危ぐし、後述のような本行の進言もあり、しだいに資本の逃避を防止するための立法措置が必要であると考えようになった。すなわち、当時海

表 2-11 ロンドンにおける各国国債価格の推移

昭和 年月日	イギリス		フランス	日本	
	借替公債 3分半利付	コンソルズ 2分半利付	5分利付	6分利付	5分半利付
6. 7. 1	85	60 $\frac{1}{2}$	21	105	* 98 $\frac{1}{2}$
8. 5	81	58	21	102	99
9. 2	* 77 $\frac{1}{2}$	* 57	21 $\frac{3}{8}$	101	98
10. 7	74	55	26	89 $\frac{1}{2}$	106
11. 4	75	56	27	89 $\frac{1}{2}$	102
12. 2	71 $\frac{1}{2}$	* 52 $\frac{1}{2}$	30	85 $\frac{1}{2}$	105
7. 1. 7	74 $\frac{1}{2}$	55	29 $\frac{1}{2}$	79 $\frac{1}{2}$	* 94 $\frac{1}{2}$
2. 3	75 $\frac{1}{2}$	55	29	81	91 $\frac{1}{2}$
3. 2	* 82	* 59	28 $\frac{1}{4}$	85	92 $\frac{1}{2}$
4. 6	84	60 $\frac{1}{2}$	26 $\frac{1}{2}$	78 $\frac{1}{2}$	85 $\frac{1}{2}$
5. 4	86	61 $\frac{3}{4}$	26 $\frac{1}{2}$	69 $\frac{1}{2}$	71 $\frac{1}{2}$
6. 1	88 $\frac{1}{4}$	63 $\frac{1}{2}$	26 $\frac{1}{4}$	61	69
7. 6	97	70	27 $\frac{1}{2}$	72	* 75

(注) *印は利落ち。

(出所) 『銀行通信録』第94巻第559号(昭和7年8月20日)150ページ。

外では為替管理を実施する国がしだいに増加する傾向にあり⁽²⁾、わが国ではこれまで為替管理の経験が全くなかったものの、すでに金解禁中に激しい為替投機に見舞われたし、昭和7年に入ってから資本流出が続いていたので、このような内外の情勢から、わが国においても為替管理に対する関心が高まったものと考えられる⁽³⁾。

こうして政府は昭和7年6月1日開会の第62回臨時議会に「資本逃避防止法案」を提出し、可決された。本法制定の趣旨につき、高橋蔵相は6月3日の財政演説のなかで「発券制度改革〔引用者注：同じ議会に提出された保証発行限度大幅拡張のための「兌換銀行券条例中改正法律案」〕の結果、通貨の供給が便利となることは明かであります、健全なる通貨の増加を実現せんが為には、之を産業の正当なる取引に向けしむることに留意し、投機思惑の資金に流用せらるるが如きことは、努めて之を抑制しなければなりません、而して近時対外為替相場の下落及外貨証券の値下り等の事実がある為め、民衆の投機心を唆り、少額ながら資本の海外流出を見つあるのは最も遺憾とする所であります、斯の如き事態が継続するに於ては、将来我国財界に及ぼすべき影響の憂ふべきものがありますから、今後の推移に応じ資本の逃避に対して、適切なる取締を行ふの必要があると思ひます、仍て之に関し必要なる法律案も今期議会に提出することと致しました」と述べている⁽⁴⁾。つまりこの法律は資本の投機的流出によって為替相場が不当に下落するのを防止しようとしたものであり、資本の流出や為替相場の下落そのものを阻止しようとするものではなかつた⁽⁵⁾。したがってこの法律はわが国における最初の為替管理法規であるとしても、その役割は極めて限定的なものであったといふことができる。

「資本逃避防止法」は昭和7年7月1日に公布（法律第17号）施行されたが、その概要は以下のとおりである。

イ、政府は内外の情勢により、資本の内外移動を取り締まるため、必要と認めるときは次の事項を禁止または制限することができる（第1条）。

- ① 外国通貨および外国為替の売買
- ② 外国に対する送金

第1章 管理通貨制度への移行

- ③ 外貨表示の預金取引および貸借
- ④ 外貨表示の証券その他の債権の売買および輸入
- ⑤ 外国居住者に対する与信行為

ロ、政府は外国通貨、外国為替または外貨表示の証券その他の債権を有する者に対し、これを日本銀行、その他政府の指定する者に売却することを命ずることができる（第3条）。

ハ、なお第4条、第5条には、本法に基づく政府の命令に違反した場合の罰則が規定されている。

上記のような内容の「資本逃避防止法」は全文6か条の比較的簡単な法律で、その実施上の細目はすべて命令に委任された。これは外国為替管理の性質上、その時々適宜の措置をとる必要があるため、具体的な規制の範囲、時期、方法については命令にゆだねる、いわゆる委任立法の形式をとったものであった。こうして「資本逃避防止法」の公布施行と同時に、大蔵省令第12号「資本逃避防止法ニ基ク命令ノ件」および大蔵省令第13号「資本逃避防止法ニ関スル施行手続」が公布施行された。このうち大蔵省令第12号により、次の取引または行為は原則として大蔵大臣の許可を要することになった。

- ① 資本を外国に移す目的をもってする外国への送金、外国通貨または外国為替の買入れ
- ② 外貨証券の買入れおよび輸入
- ③ 本邦内における外貨による預金取引または貸借
- ④ 外貨表示の社債の発行

以上の「資本逃避防止法」および大蔵省令の施行により、本行は大蔵大臣に提出すべき許可申請書等の受付事務ならびに外貨証券スタンプ制度（大蔵大臣の許可を要しない外貨証券の所有者または利害関係人がその外貨証券を本行に提示して所定のスタンプ押なつをうけることにより、同証券が規制対象外のものであることを立証する方法としたもの）によるスタンプ押なつ事務を取り扱うことになった。

また「資本逃避防止法」の制定に関連して資本逃避防止委員会および外貨評価

委員会が設置された。前者は「資本逃避防止法」および関係命令の適切円滑な運用を図る目的をもって、法規の改正、取締まり事項の審議を行うことを任務としたもので、同年7月8日に設置された。後者は「資本逃避防止法」第3条に基づく勅令（第374号「外貨評価委員会官制」）によって設置されたもので、同条の規定により外国通貨および外国為替等を本行その他政府の指定する者に売却する場合の売却価格を定めることを任務とし、同年12月15日に設置された。

発足時における資本逃避防止委員会の委員は次のとおりであった。

会 長	大 蔵 次 官	黒 田 英 雄
委 員	大蔵省理財局長	富 田 勇太郎
”	” 銀行局長	大久保 偵 次
”	大 蔵 書 記 官	青 木 一 男
”	”	広 瀬 豊 作
”	”	大 野 竜 太
”	日本銀行副総裁	深 井 英 五
”	” 理 事	堀 越 鉄 蔵

ところでこの「資本逃避防止法」の制定は、為替相場の行き過ぎた下落を懸念した本行の、政府に対する働きかけによって実現したものであった。昭和7年10月の本支店事務協議会の席上、堀越理事は、本行がどのような考えから政府に進言したかについて次のように述べている。⁽⁶⁾

一体資本逃避防止法なるものを作る必要を感じたのは昨年であつて、仮令金の輸出が禁止せられても国際貸借が悪化すれば結局政府自身が金を輸出するか外国より借金をする必要が起るのである、故に金の輸出を禁止しきへすれば他に何等の施設をしなくとも安心であるといふわけには行かぬのである。

又次に考へねばならぬのは金の輸出が禁止せられて居る際国際貸借が順調であつても若し国内の政策に依り通貨が膨脹をすれば為替相場は下る、為替相場を維持しようとするれば国内政策を制限しなければならぬ、敢て国内政策を徹底せしめやうとすれば為替相場を犠牲にしななければならない、そこで金の輸出を禁止したのみでは危険であると云ふことになる。この考から出発して正貨の流出を防止し、為替相場の安定を期す

第1章 管理通貨制度への移行

るには国際収支の安定を計らねばならぬ、国際収支を安定せしむるには何等かの施設が必要であると云ふことになる。即ち国際収支をコントロールしなければならぬと云ふことになる。

元来国際収支をコントロールすることの善悪は問題であるがそれは暫く俟き^{〔ママ〕}我国として差当り心配なのは日本外債の下落により我国人の外貨証券の買入或は外国投資といふものが激増しはしないかと云ふことである。これを統制せんとして政府に進言したのであるが当時政府が果してこの進言を容れるかどうかは頗る疑問であつた、といふのは何せ当時は外国為替相場を成る可く下げねばならないと云ふ要求が仲々盛んであつたからである、併し幸にして進言が用ひられこの法律の制定となつたのである。

この「資本逃避防止法」がわが国の金融界・経済界にどのような影響を及ぼしたかについて、本行調査局は、本法制定直後の昭和7年8月に調査を取りまとめている⁽⁷⁾。以下これによって当時の主な影響をみてみよう。

イ、為替市場に対する影響

本法施行直後は、この法律の考え方や手続についての疑問点が多く、このため為替取引は一時中止のような状態になった。その後法令に対する疑点もしいに明らかにされるにつれ、為替取引も復活したが、思惑取引が抑制されたから、為替取引が本法施行前に比して減少したのは当然であった。

次に為替相場に対する影響をみると、相場を安定させる面と不安定にさせる面の両面がみられた。すなわち、当時内外債の利回り格差が相当開いており、またわが国を取り巻く内外の情勢にも問題が多く、先行き円安予想が強かったにもかかわらず、本法の施行によって資本の海外流出が抑えられたから、この面からは円相場の崩落を防ぐ効果を持っていた。しかし他方、為替相場の安定を損ないがちになる面もあった。すでに本法制定のうわさが伝えられた5月ごろから外貨を買う動きが活発となり、当時33ドル台であった対米為替相場は、本法施行までに5ドル～6ドルの低落を示していた。これは一時的な影響であったとしても、本法施行後も円資金調達が困難となった外銀筋が、好条件で輸入手形取組みに応じ、そのカバーを市場に求め、為替を買いあさる傾向が出てきたこと、また従来は相当多額の外貨を持っていた為替銀行が、本法施行後は一般に買持ちを少なく

したため、為替の需給がとかく円滑を欠く傾向があったことなどの現象がみられ、これらが円相場を不安定にする傾きがみられた。

さらに本法によって自由な為替取引ができなくなったことが外国銀行の営業にとって大きな打撃となったことはいうまでもない。当時、市場筋では、外国銀行は結局店舗引揚げを余儀なくされ、営業継続が可能なのはナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークのみであろうとうわさされたといわれている（実際には外国銀行内地店舗数は昭和6年末の17店舗から翌7年中に2店舗減少したのみで、その後15店舗の状態が続いた）。

ロ、金融界に対する影響

本法施行前には証券業者が資産家等に対し、好利回りの外貨証券買入れを勧誘し、これが銀行預金減少の一因になっていたが、本法施行によってそうした状況は改められ、金融市場緩和の原因になった。また不振を続けていた起債市場もこれを契機に活気を取りもどした。

ハ、証券市場に対する影響

外貨債・外国株式取扱いの比重の大きい証券業者が、本法によって打撃を受けたことはいうまでもない。とくに在日外国証券業者の打撃は大きく、なかには廃業に追い込まれた業者もあった。

外国為替管理法

前述のように、「資本逃避防止法」制定後為替相場は一時小康状態を維持したものの、8月以降円相場は再び下落を続けることになった。こうした円相場の下落は原料品輸入価格を高騰させるとともに、外債の元利払いや在外事務所経費の増加を招いたため、しだいに為替相場の安定を求める声が高まった⁽⁸⁾。当時の為替相場下落の背景にわが国のインフレ的傾向や国際的な孤立化への懸念があったことはいうまでもないが、同時に「資本逃避防止法」に不備な点が多く、例えば無為替輸出による資本逃避や輸出入為替の持込みに関するリーズ・アンド・ラグズの抑制などにつき同法が無力であることなどが、為替相場の下落を大きくした原因だといわれた⁽⁹⁾。こうした情勢から、政府は全面的な為替管理を実行する決意を

第1章 管理通貨制度への移行

⁽¹⁰⁾ 固め、昭和8年2月14日、第64回議会に「外国為替管理法案」を提出した。これはドイツの為替管理制度を参考にして作られたものであった。⁽¹¹⁾そしてこの法案は3月17日に議会を通過、同月29日法律第28号として公布され5月1日施行された。なお本法施行により「資本逃避防止法」は廃止された。

「外国為替管理法」はおおむね「資本逃避防止法」を継承したもので、条文数では後者の6か条に対し、前者が8か条と2か条増加したにすぎないが、前者の規制対象・内容は著しく拡大・強化された。これによって政府は為替取引をほぼ完全に統制できる権限を持っただけでなく、必要に応じて間接的に貿易管理も実施できる根拠を得た。つまり、「外国為替管理法」の内容は対外的経済交渉のすべてを政府の統制下に置くことができるようになっていた。このように重大な意味を持つ立法であったから、この法案の審議に際し、衆議院では原案にはなかった外国為替管理委員会の設置を修正条項として提案し、貴族院もこれに同意し、「外国為替管理法」第8条として具体化された。⁽¹²⁾

「外国為替管理法」による規制事項を「資本逃避防止法」と比較してみると、前者は後者に含まれているすべての事項を網羅したほか、新しく次のような事項が付加された。

イ、禁止または制限事項の追加（第1条）。

- ① 外国為替相場の取決め
- ② 本邦通貨、金地金、金の合金または金製品等の輸出ならびに金貨幣の鋳潰しまたは毀傷
- ③ 外国で行った委託に基づいてわが国で行う支払い
- ④ 信用状の発行または取得
- ⑤ 無為替輸出
- ⑥ 証券の輸出および邦貨証券の輸入
- ⑦ 従来、外国通貨、外国為替等の「売買」とあったのを「取得または処分」という表現に改め、その行為の範囲を拡大

ロ、従来の強制売却命令の対象となる財産に金地金を加え、かつ売却のほかその他の処分も命じうることにした（第4条）。

ハ、本法施行地内に住所を有する人またはその代理人等の本法施行地外における違反行為に対し罰則を適用することにした（第7条）。

なお「資本逃避防止法」によって設置された外貨評価委員会は、「外国為替管理法」の下でも同じような任務を持つ機関として引き続き設置された。また「外国為替管理法」によって新しく置かれることになった外国為替管理委員会の組織・権限については昭和8年5月25日公布施行の「外国為替管理委員会官制」（勅令第135号）によって定められたが、会長には大蔵大臣が、また委員には関係各庁高等官および日本銀行総裁、同副総裁が就任することになった。同委員会発足時の構成メンバー（幹事を除く）は次のとおりであった。

会長	大蔵大臣	高橋是清
委員	外務次官	重光葵
”	大蔵次官	黒田英雄
”	大蔵省主税局長	中島鉄平
”	” 理財局長	富田勇太郎
”	” 銀行局長	大久保偵次
”	” 外国為替 管理部長	青木一男
”	商工次官	吉野信次
”	商工省貿易局長	寺尾進
”	拓務次官	河田烈
”	拓務省殖産局長	北島謙次郎
”	日本銀行総裁	土方久徴
”	” 副総裁	深井英五

「外国為替管理法」に基づく委任命令として、まず昭和8年4月26日に二つの大蔵省令が公布され、同年5月1日に「外国為替管理法」と同時に施行された。その一つは「外国為替管理法ニ基ク命令ノ件」（通称、第7号省令）で、これは管理規則の具体的内容を定めたものであった。他の一つは「外国為替管理法ニ関スル施行手続」（通称、第8号省令）で、これは為替管理に関する諸手続を定めたものであった。このうち第7号省令に規定された主な内容は次のとおりである。

第1章 管理通貨制度への移行

イ、為替の思惑取引の禁止（第2条）

ロ、為替の買入れおよび為替銀行以外への売却、外国送金等の制限（第3条）

ハ、外貨証券の邦貨による取得、証券輸出入等の制限（第6条）

ニ、無為替輸出の原則禁止および代金取寄せ義務の賦課（第13条、第14条）

なおこの第7号省令第1条には金輸出再禁止の根拠となった昭和6年大蔵省令第36号の内容が盛り込まれたので、この省令は廃止された。

為替管理の実施によって為替の思惑取引は厳しく取り締まられた。その結果、資本流出の抑制により国際収支の悪化がそれだけ防止されたのみならず、国際収支がかなりの赤字を示した年にも、この為替管理の実施と横浜正金銀行を通じる為替統制により、為替相場は極めて安定的に維持された（表2-12）。もっとも、他方で為替取引の活況は失われたが、為替管理を是認する限りやむをえないことであった。ただこの「外国為替管理法」は単に為替取引についての統制を実施しただけではなく、後述のようにやがてそれは貿易に関する強力な統制法規にもなった。その意味で、この法律の制定はわが国が統制経済への第一歩を踏み出したことを象徴するものであった。

表 2-12 国際収支と為替相場（昭和6年～12年）

昭和	総合収支	うち	対英ポンド相場 (年中平均)	対米ドル相場 (年中平均)
		貿易収支		
	百万円	百万円	シリング/ペンス	ドル
6年	△ 433.2	△ 129.2	2/1.947	48.871
7年	△ 96.5	△ 49.7	1/7.157	28.120
8年	△ 102.5	△ 69.5	1/2.409	25.227
9年	△ 22.9	△ 117.9	1/2.065	29.511
10年	△ 147.7	1.0	1/2	28.570
11年	△ 27.4	△ 110.8	1/2	28.951
12年	△ 867.4	△ 619.5	1/2	28.813

（出所） 国際収支：前掲『貿易と国際収支』235～237ページ。
 為替相場：前掲『本邦経済統計』昭和12年。

さらに為替管理は、もう一つの副産物を生んだ。それはこの時期に限って言えば、わが国為替市場における横浜正金銀行の地位を一時的ながら著しく強化したことであった。一般の為替銀行では外貨の売持ち、買持ちのオペレーションが、思惑取引とみられるおそれがあるため、困難となったが、特殊銀行である横浜正

金銀行ではそうしたことを顧慮する必要がなかった。しかも同行は本行から低利の外国為替貸付金を受ける道が開かれていたので、輸出為替の買取りにおいても有利な立場に立っていた。同行は豊富な外貨を保有し、政府や本行の意を体して為替安定のための市場介入を続けた。このように

表 2-13 外国為替取扱高の推移（買為替・仕向け）

(単位：百万円)

昭和年	横浜正金銀行 (A)	普通銀行	外国銀行	計 (B)	A/B (%)
3	3,647	3,545	640	7,832	46.6
4	3,297	3,720	822	7,839	42.1
5	2,331	1,987	689	5,007	46.6
6	1,853	2,576	705	5,134	36.1
7	2,683	2,265	638	5,586	48.0
8	2,899	2,089	615	5,603	51.7
9	3,307	2,291	954	6,552	50.5
10	3,372	2,640	972	6,984	48.3
11	3,678	2,511	974	7,163	51.3

(注) 台湾銀行・朝鮮銀行の分は含まない。

(出所) 「大蔵省銀行局年報」(前掲『日本金融史資料』昭和編第1巻～4巻、昭和36年～37年、所収)により作成。

為替銀行の進出により為替取扱高シェアが低下していた横浜正金銀行は、昭和7年以降再びそのシェアを高めることになったのである(表2-13)。⁽¹³⁾

為替管理実施の意義

国際金融史の視点からいえば、近代的な意味における外国為替管理は第1次世界大戦が生んだ産物であった。すなわち1917年(大正6年)2月、ドイツが為替管理を実施し、その後多くの参戦国が同じような措置をとった。しかしわが国は大正6年に金輸出禁止措置をとったものの、為替管理は実施しなかった。第1次世界大戦を契機として実施された各国の為替管理は、戦後その大部分が廃止されたが、1931年の世界的な金融恐慌の発生に際して再び為替管理が登場するようになり、それはしだいに世界的風潮となった。⁽¹⁴⁾ アメリカ商務省の調査によれば、1933年初頭において為替取引になんらかの制限を付していた国は40か国を超えていたといわれている。⁽¹⁵⁾

以上のような世界的傾向のなかで、わが国は昭和7年に「資本逃避防止法」を制定したが、それはやがて「外国為替管理法」の制定へと発展していった。もっともそれは単に世界の大勢に従ったというものではない。わが国が為替管理を導入し、それを強化していったのは、直接的には景気刺激的な経済政策運営のなか

第1章 管理通貨制度への移行

で、いかにして為替相場の安定を維持するかという課題に答えようとしたものであったが、それは単なる為替政策という次元を越えた意味を持っていた。つまりそれは当時のわが国を取り巻く内外情勢、とくに満州事変勃発後におけるわが国の対外政策が必要としたものであったように思われる。大蔵省為替局の天野恒雄は、その著書のなかで、この点について次のように述べている。⁽¹⁶⁾

英国の金本位制停止の三日前、即ち昭和六年九月十八日の夜、柳条溝に於ける鉄道爆破事件に始つた満州事変は、日本歴史に重要な一頁を附加したものであり、国内産業経済に従前通りの運行を許さず、之を編成替して、大陸経営の遂行を容易ならしむる必要があり、政府は之に適応した経済政策を速に確立せねばならなかつた。

此の大陸経営に対し如何に我為替政策を順応すべきかに就ては、外国為替管理法の提案に際し、我政府は詳しく述ぶる所はなかつたが、満洲経営は既に不動の国策となつてをり、其の運行如何により、我国財政、金融、産業に及ぼす影響は蓋し甚大であつて、外国貿易其の他対外取引に与ふる影響亦尠からざるものがある。従つて今後生ずることあるべき事態に備ふるが為に、政府が、資本逃避防止法に依つて賦与された権限以上に、更に広汎なる為替管理の権限を取めて置くことは、満洲経営の完きを期する上に於ても、当然必要のことであつたと考へるのである。

ここでも述べているように満州事変の勃発は、わが国のあらゆる面に大きな影響を及ぼした。それは一言で言えば戦時体制化が進行し始めたということであろう。これを経済運営の面からみれば、満州事変を契機に、わが国の経済はインターナショナリズムからナショナリズムへ、自由経済から統制経済への道を歩み出したのであった。そして「外国為替管理法」はその最初の体系的経済統制法規であった。

- (1) 前掲『昭和財政史』第13巻、123ページ。
- (2) 山本米治『為替管理論』実業之日本社、昭和24年、63ページ。
- (3) 例えば『中外商業新報』は昭和7年4月17日から同年5月6日まで12回にわたり、「要望さるる為替管理」と題する解説記事を連載している。
- (4) 大蔵省印刷局編『大蔵大臣財政演説集』同局、昭和47年、321ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (5) 前掲『昭和財政史』第13巻、125～126ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『本支店事務協議会書類』昭和7年。原文の片仮名は平仮名に改め

2. 金輸出再禁止後の金・為替政策

た。

- (7) 日本銀行調査局「資本逃避防止法実施ノ影響」(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻、昭和46年、所収) 1～3 ページ。
- (8) 例えば昭和7年12月11日付『東京朝日新聞』は「為替管理法の制定」と題する社説を掲げ、このなかで為替相場安定の重要性を強調した。
- (9) 前掲『昭和財政史』第13巻、127ページ。
- (10) 昭和7年12月2日付『中外商業新報』。
- (11) 座談会「為替管理が始まったところの日本銀行」(日銀旧友会『日の友』299号、昭和55年10月) 14～15ページ。
- (12) 前掲『昭和財政史』第13巻、136～137ページ。
- (13) 同上、139～140ページ。
- (14) 前掲『為替管理論』62～63ページ。
- (15) 前掲『昭和財政史』第13巻、133ページ。
- (16) 天野恒雄『現行外国為替管理通論』大蔵財務協会、昭和14年、17～18ページ。